

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 程：令和6年12月26日（木）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和6年11月15日から令和6年12月26日まで

（2）現地調査箇所

婦中ふれあい館、病院事業局

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア 企画管理部

・行政経営課

・文化国際課（国際交流センター、婦中ふれあい館含む）

・スマートシティ推進課

・職員研修所

イ 環境部

・環境政策課

ウ 病院事業局

エ 監査委員事務局

（2）対象期間

令和5年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政

事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 企画管理部 行政経営課

- ア 旧大沢野行政サービスセンター等廃棄物品収集運搬処理業務委託及び旧大山行政サービスセンター等廃棄物品収集運搬処理業務委託の契約書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等で定める委託契約書に記載すべき事項が記載されておらず、また、契約書に添付すべき書面が添付されていないので、改善を図られたい。
- イ 大沢野地域公共施設複合化事業及び大山地域公共施設複合化事業において、受注者から提出される維持管理業務の月次報告書により毎月モニタリング結果を通知しているが、3 か月に一度のサービス購入費の支払月以外は、軽易な文書であると判断し、通知文に公印を省略しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
- ウ 富山市職員服務規程において、「出張した職員は、帰庁後速やかに復命書により、その結果を旅行命令権者に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては口頭によることができる」とあるが、軽易とは言い難いものを口頭復命としているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(2) 企画管理部 文化国際課

- ア 富山市会計規則において、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入について適正と認める場合には直ちに調定をし、調定書を作成しなければならないとされているが、各施設の利用者から領収した現金が払込書により指定金融機関

等へ払い込まれた後、文化国際課で調定書を作成するまでに1か月以上経過しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 施設使用料の減免について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 富山能楽堂使用料について、市長が特に必要と認めるものとして減免する場合の減免対象及び減免割合を文化国際課で定めているが、「市の後援等名義使用承認があり、入場料が発生する場合」の減免割合は15%相当額と定められているところ、「市の後援等名義使用承認があり、入場料が発生しない場合」の減免割合を適用し、30%相当額を減免しているものがあつた。

(イ) 舞台芸術パーク使用料について、減免対象ではない団体に対して減免を承認しているものが複数あつた。

(ウ) 芸術文化ホール及び舞台芸術パークの使用料について、使用料減免申請書に減免の理由を証する書類を添えて提出することとされているが、文化国際課で減免を承認する際、減免の理由を証する書類が添えられていないにもかかわらず、減免を承認していたものが複数あつた。

ウ 子どもたちと芸術との出会い体験事業補助金について、補助事業者が事業を中止しようとするときは、遅滞なくその旨の文書を市長に提出し、その承認を受けなければならないとされているが、補助事業者に文書の提出をさせておらず、事業中止の承認及び交付決定の取り消しを行っていないかつた。また、事業中止を承認する際、補助事業者に文書を交付して通知していないかつたので、改善を図られたい。

エ 富山市文化事業補助金について、富山市補助金等交付規則で補助事業完了後10日以内に事業実績報告書を提出することを定めているが、10日以内に事業実績報告書が提出されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

オ 1件10万円の寄附の受納について、企画管理部長決裁とすべきところ、文化国際課長決裁としていたものが見受けられたので、改善を図られたい。

カ 市民プラザホールについて、富山市民プラザホール条例に定める開館時間以外の時間帯を含む使用申請を受けたときに、指定管理者は開館時間の変更について市長の承認を得ていないにもかかわらず、開館時間を変更し、使用承認を行っているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

キ 芸術文化ホール地下駐車場の行政財産使用変更許可申請書について、文書管理システムでの収受のみを行い、変更許可書を交付していないかつたので、改善を図られたい。

ク 契印について、備品台帳に記載されていないかつたので、改善を図られたい。

ケ 芸術創造センターの備品の棚卸しによる調査判明のため、払出事由不明として払い出された備品（机、椅子、各種楽器類等）について、物品棄焼却処分伺の作成がされていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

コ 特殊勤務手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小

支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(3) 企画管理部 婦中ふれあい館

ア 富山市婦中ふれあい館条例別表で定める使用料に関して、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 条例別表で定められた使用時間区分によらずに算定しているものが複数あった。

(イ) 条例別表において、営利を目的とした使用の場合は、使用料の額に 100 パーセントの額を加算すると定められているが、加算していなかった。また、入場料を徴収する場合は、その額に応じて使用料の額に 20 パーセントから 60 パーセントの額を加算すると定められているが、加算していないものがあった。

イ 施設使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ減免申請書を市長に提出することとされているが、婦中ふれあい館主催事業を行う際、使用承認申請書の提出のみで使用料を減免しており、減免申請書を提出させていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

ウ 貯水槽清掃及び灯油タンク点検業務委託における再委託承諾書について、公印を省略していたので、改善を図られたい。

エ 舞台音響設備賃貸借契約書について、公印管理者の承認を受けていないにもかかわらず、契約書に公印を押印していたので、改善を図られたい。

オ 施設を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けることとされているが、使用日より後の日付で使用承認書を交付しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

カ 施設の使用承認について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 使用の承認を受けようとする者は、使用承認申請書を提出することとされているが、富山県議会議員選挙の個人演説会場としての使用を承認した際、演説会開催に係る通知文により使用承認を行っており、使用承認申請書を提出させていなかった。

(イ) 使用の承認を受けようとする者は、使用日の 12 月前から当該使用日の前日までに使用承認申請書を提出しなければならないとされているが、期間外の申請を受け付けているものが複数あった。

(ウ) 使用の承認に係る起案について、館長が決裁権者であるにもかかわらず、館長の決裁がされていないものがあった。

キ 施設の一部を占用して作品展等を行ったときに、使用者に行政財産目的外使用許可申請書を提出させておらず、市長の承認を受けずに使用させているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

ク 使用承認書に公印を押印する際は、決裁文書に施行する文書を添えて公印管理者の承認を受けなければならないところ、使用承認に係る館長の決裁のみをもって押印していたので、改善を図られたい。

ケ 富山市公印規程に根拠がないにもかかわらず、「富山市婦中ふれあい館長之

印」を作成し、請求書等に押印していたので、改善を図られたい。

コ 備品の棚卸しによる調査判明のため、払出事由不明として払い出された備品（テレビ）について、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったなので、改善を図られたい。

サ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

（ア）令和5年4月執行の富山県議会議員選挙事務従事に係る超過勤務について、選挙管理委員会事務局で事務処理を行うため、所属においては選挙事務従事以外の超過勤務のみを人事給与システムに入力すべきところ、選挙事務従事に係る超過勤務とそれ以外の超過勤務を合わせた時間を人事給与システムに入力した結果、過大支給となっているものがあつた。

（イ）会計年度任用職員の超過勤務について、超過勤務命令簿に超過勤務手当の支給対象となる時間数を誤って記載した結果、過大支給となっているものがあつた。

（4）企画管理部 スマートシティ推進課

ア 業務委託契約における再委託承認書について、公印を省略しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 備品台帳について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

（ア）公印について、備品台帳への記載が漏れているものがあつた。

（イ）物品現在高調書に記載があるが、備品台帳に記載がないものが複数あつた。

ウ 災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

（5）企画管理部 職員研修所

ア 富山市職員自主研修助成金について、富山市補助金等交付規則で補助事業完了後10日以内に実績報告書を提出することを定めているが、10日以内に実績報告書が提出されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 富山市職員自主研修助成金について、富山市職員自主研修助成要綱において職員に支給する交通費及び宿泊費の助成額は5万円を限度額とすると定めているにもかかわらず、限度額を超えて支給しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

（6）環境部 環境政策課

ア 行政財産目的外使用料に係る納入通知書について、納入期限を交付する日から20日以内に指定していないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 概算払された委託料の戻入りに係る返納通知書の返納期限は、通知書発行の日から10日以内とすべきところ、期限を指定せずに返納通知書を発行しているものが見受けられたので、改善を図られたい。

ウ 契印について、備品台帳が作成されていなかったなので、改善を図られたい。

エ 電気自動車急速充電設備について、物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄していたので、改善を図られたい。

(7) 病院事業局 管理部 経営企画課

週休日の超過勤務について、1時間の休憩時間を取得していたが、超過勤務命令簿に休憩時間を記載しなかったことなどにより、超過勤務手当が過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(8) 病院事業局 管理部 契約出納課

ア 富山市民病院の行政財産目的外使用許可において、使用者が負担すべき光熱水費の実費相当額を徴収していないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 月 60 時間を超える超過勤務時間の集計誤りにより、過小支給となっているものがあつた。

(イ) 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当 135/100 欄に記載すべきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、端数処理の結果、過大支給となっているものがあつた。

(9) 病院事業局 富山まちなか病院 総務医事課

概算払した旅費について、精算の手続をさせていなかったもので、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 企画管理部 行政経営課

これまで実施した定期監査や出資団体等監査において、財務事務の執行に関して、各所属で取扱いが異なる事例が散見された。

具体の事例としては

①委託料の契約変更や補助金の額変更に伴う支出負担行為の変更において、決裁の対象となる支出負担行為の額が、減額により当初の決裁権者の専決事項とされる金額を下回ることになった場合、金額に応じて決裁権者を変更すべきか。

②公の施設の使用料の算定における、端数調整を行う時点の相違

③条例で定める公の施設の開館日や開館時間について、市長が特に必要あると認めるときに承認を得て行うとされる臨時の変更に関する取り扱いについて、どの程度の変更が認められるか。また、臨時の変更を認めた場合、使用料が条例に明示されていないときはどのように算定すべきか又は徴収すべきでないのか。

④指定管理者制度導入施設において、条例で市長の承認事項とされる使用料の減免を指定管理者に行わせている事例

⑤本来は平等に使用されるべき公の施設について、指定管理者に、市や特定

の団体等を優先的に使用させるよう指示している事例

⑥自主事業の定義が曖昧で、指定管理業務と自主事業の経費区分が明確になっていない事例

などがあった。

これらの事務は各所属が各々の責任と判断で行っているが、条例や規則のみでは読み取りづらい趣旨や解釈、誤解を招きやすい点については、それらに精通し、一定の見解を持つ行政経営課が説明することで、職員が正しい知識を身につけ、全庁的な職務の効率化や市民サービスの向上に繋がるものとする。

行政経営課においては、各所属から質問があれば随時回答して対応しているとのことであるが、全庁的にルールを共有することで、組織的に適正で効率的な行政運営がなされるよう、わかりやすく指針などを示すことを検討されたい。